

令和5年度埼玉県立浦和北高等学校生徒募集要項

単位制による全日制課程普通科

所在地 〒 338-0815 埼玉県さいたま市桜区五関595
電話 048-855-1000 <https://urawakita-h.spec.ed.jp>

第1 募集人員及び出願資格

1 募集人員

320人(2人) 8学級 男女共学

※()内は、転勤等に伴う転編入学者の募集人員で、募集人員の内数

2 出願資格

本校に入学を志願することのできる者は、次の(1)から(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者でなければならない。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和5年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和5年度進級予定者は出願できない。

- (1) 令和5年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校(以下「中学校」という。)を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」に含める。)を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者(学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者)
- (4) 志願者は、次のアからウまでのいずれかに該当する者とする。
 - ア 全日制の課程を志願する者は、保護者ととともに県内に居住し、かつ、入学後も引き続き県内に居住できる者
 - イ 別に定めるところにより、公立高等学校長が出願を承認した者
 - ウ 別に定めるところにより、埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長が出願資格を認定した者

第2 一般募集

1 出願手続

(1) 出願書類

ア 入学願書(様式5)、受検票(様式5-2)

イ 入学選考手数料

(ア) 志願者は、入学選考手数料(2,200円)として、「入学願書」の所定の位置に埼玉県収入証紙を貼って、消印しないで提出すること。

(イ) 一度納入した入学選考手数料は返還しない。

ウ 調査書(様式1)

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

エ 学習の記録等学年内評価分布表(様式3)及び学習の記録等一覧表(様式4)

過年度の卒業生が出願する場合及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

オ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(2) 出願書類の提出方法

原則、中学校がまとめて郵送による出願とする。ただし、中学校がまとめて持参、志願者が郵送・持参によって提出することもできる。

ア 志願者又は出身中学校長（在学中学校長を含む。以下同じ）が提出するもの

(ア) 中学校がまとめて郵送若しくは持参により出願する場合

	中学校がまとめて郵送する場合	中学校がまとめて持参する場合
提出書類	入学願書、受検票、調査書をまとめて提出する。送付票（様式21）を同封すること。なお、受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、223円分の切手を貼ること。（63円+特定記録郵便代160円）	入学願書、受検票、調査書を同時に提出する。
提出期間及び受付時間	令和5年2月9日（木）を配達指定日とすること。	令和5年2月9日（木） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで
提出先	本校事務室窓口	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	出身中学校長が命じた者が窓口を持参すること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。 本校校長は、受領書（様式22）を交付する。
受検票の交付	本校校長は、「受検票」を2月13日（月）午後3時までに特定記録郵便にて郵送手続を行う。	

(イ) 志願者が郵送若しくは持参により出願する場合

	志願者が郵送する場合	志願者が持参する場合
提出書類	入学願書、受検票、調査書を同封する。 受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、223円分の切手を貼ること。（63円+特定記録郵便代160円）	入学願書、受検票、調査書を同時に提出する。
提出期間及び受付時間	令和5年2月9日（木）を配達指定日とすること。	令和5年2月10日（金） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月13日（月） 午前9時から正午まで
提出先	本校事務室窓口	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	志願者が窓口を持参すること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。
受検票の交付	本校校長は、「受検票」を2月13日（月）午後3時までに特定記録郵便にて郵送手続を行う。	本校校長は、「入学願書」等を受理した後、「受検票」を交付する。

イ 出身中学校長が提出するもの

	郵送する場合	持参する場合
提出書類	学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表（様式3及び4）	
提出期間及び受付時間	令和5年2月9日（木）を配達指定日とすること。	令和5年2月10日（金） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月13日（月） 午前9時から正午まで
提出先	本校事務室窓口及び高校教育指導課	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。 （高校教育指導課郵送先） 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長	直接持参する。
その他	なおアの(ア)により、中学校がまとめて出願する場合、入学願書等と学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表を、同一の封筒で提出することができる。この場合、封筒の表には、「入学願書等在中」と「学習の記録等一覧表等在中」を朱書きで併記すること。	

2 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

3 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

なお、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

令和5年2月15日(水)から2月16日(木)まで

受付時間は、2月15日(水)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
2月16日(木)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 他の学校へ志願先を変更するときの手続

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」(様式8)及び受検票を、先に出願した高等学校長に持参により提出し、「志願先変更証明書」(様式9)の交付を受けた後、新たに持参により出願手続をとること。ただし、上記(1)の期間内に手続を完了させること。

ア 入学選考手数料

(ア) 同一課程において県立高等学校から他の県立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて納入する必要はない。

(イ) 定時制の課程から全日制の課程に志願先を変更する場合は、入学願書の所定の位置に**不足分の額の埼玉県収入証紙**を貼って、消印しないで提出すること。

(ロ) 県立高等学校から市立高等学校へ志願先を変更する場合、又は、市立高等学校から県立高等学校へ志願先を変更する場合は、改めて所定の手続により納入すること。

(ハ) 一度納入した入学選考手数料は返還しない。

イ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録一覧表

志願先変更があったときは、出身中学校長は新たに出願した高等学校長に速やかに提出する。ただし、既に提出している高等学校の同一課程に対しては、改めて提出する必要はない。

ウ 志願先変更証明書

「志願先変更願」(様式8)が提出された場合、当該高等学校長は「志願先変更証明書」(様式9)を交付する。

4 志願取消

志願取消を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願取消届」(様式10)及び受検票を速やかに志願先高等学校長に持参により提出する。

5 学力検査

(1) 志願者は、令和5年2月22日(水)に行われる学力検査を受検しなければならない。

(2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

なお、追検査を受検する場合は、「8 追検査」による。

(3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。

(4) 学力検査会場は、本校とする。

(5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45~ 9:20	9:25~ 10:15 (50分)	休 憩	10:35~ 11:25 (50分)	休 憩	11:45~ 12:35 (50分)	昼 食	13:30~ 14:20 (50分)	休 憩	14:40~ 15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		社会		理科		英語

(6) 学力検査の配点などについては、選抜要領で定める。

- (7) 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続については、令和5年度埼玉県立高等学校入学者選抜実施要項による。

6 選抜

本校校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

7 入学許可候補者の発表

- (1) 日時・場所・方法

	ウェブによる発表	掲示による発表
日時	令和5年3月3日（金）午前9時	令和5年3月3日（金）午前10時
場所	本校ホームページに2月17日までにURLを掲載する。	本校
方法	受検番号を発表する。 本校校長は、受検票を確認し「選抜結果通知書」（様式7）を入学許可候補者に交付する。	

- (2) 入学許可候補者は、令和5年3月3日（金）に、受検票を持参し、本校において校長から交付書類を受け取ること。
- (3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」（様式自由）を、出身中学校長を経て本校校長に持参により提出する。

8 追検査

- (1) 次のア又はイに該当する志願者は、令和5年3月6日（月）に実施する追検査を受検することができる。
- ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査を欠席した者
 - イ 一部受検者（※一部受検者とは、学力検査当日、急な体調不良等により、学力検査を継続することが難しいと判断された志願者を指す。ただし、追検査を受検できる教科は、体調不良の申し出があった時点で終了していない検査時間以降の教科とする。）
- (2) 出身中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに本校校長に連絡するとともに、「追検査受検願」（様式16）を令和5年2月24日（金）正午までに本校校長に提出する。
- (3) 本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」（様式17）及び、「追検査受検者個人カード（様式23）」を交付する。志願者は、「追検査受検者個人カード（様式23）」に必要事項を記入の上、追検査当日に持参すること。
- (4) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
- (5) 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集においては、令和5年3月6日（月）に面接を実施する。
- (6) 追検査の会場は、本校とする。また、追検査の日程及び配点等は学力検査に準ずる。
- (7) 本校校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

- (8) 追検査入学許可候補者発表

日時	令和5年3月8日（水）午前9時
方法	電話による発表とする。 「追検査受検者個人カード（様式23）」に記載された電話番号に、本校から連絡する。

- ア 入学許可候補者は、令和5年3月8日（水）に、受検票を持参し、本校において校長から交付書類を受け取ること。
- イ 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、7の(3)に準ずる。

9 その他

県内の中学校を卒業する見込み者（卒業者を含む）で、特別な事情を有する者の出願資格については、別に定める。

10 新型コロナウイルス感染症への対応

（新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者の学力検査受検等の扱い）

- (1) 次のア又はイに該当する志願者は、学力検査・面接を受検することができない。ただし、一定の条件を満たす濃厚接触者※は、学力検査のみ受検できる。

※ 一定の条件を満たす濃厚接触者とは、次の(ア)、(イ)、(ウ)の全てを満たす志願者のことをいう。

- (ア) 当日も無症状である。
- (イ) 初期スクリーニング（自治体によるPCR検査等）の結果、陰性である。
- (ウ) 検査当日、公共交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くことができる。

なお、学力検査を受検できなかった志願者は、追検査を受検することができる。

ア 新型コロナウイルス感染症に関して健康観察や外出自粛を要請されている志願者

（次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者をいう。）

- (ア) 新型コロナウイルス感染症の陽性者
- (イ) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者（一定の条件を満たす濃厚接触者は除く。）
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症の初期スクリーニング（自治体によるPCR検査等）を受けているものの、学力検査当日までに検査結果が出ていない者

イ 検査当日に「健康状態チェックリスト（様式A）」により、志願者自身が体調確認を行い、A欄で1項目以上、又は、B欄で2項目以上該当する志願者

健康状態チェックリスト	
A	・高熱の症状がある（38.0度以上） ・息苦しさ（呼吸困難）がある ・強いだるさ（倦怠感）がある
B	・発熱の症状がある（37.5度以上38.0度未満） ・咳の症状がある ・咽頭痛がある

検査当日の朝に、「健康状態チェックリスト（様式A）」に該当する志願者がいた場合は、中学校長は速やかに志願先高等学校長へ学力検査等を受検できない旨を連絡すること。

なお、「健康状態チェックリスト（様式A）」に該当することで学力検査を受検できない場合、追検査受検の手続は、8追検査(2)による。

- (2) 一定の条件を満たす濃厚接触者が学力検査を受検する場合は、中学校長は速やかに志願先高等学校長へ連絡するとともに、令和5年2月21日（火）までに「濃厚接触者による学力検査（追検査）受検願（様式B）」を志願先高等学校長に提出すること。
- (3) 追検査当日に、(1)のアに該当する志願者は、追検査を受検することができない。ただし、一定の条件を満たす濃厚接触者は、追検査を受検できる。なお、一定の条件を満たす濃厚接触者には、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集の志願者であっても、面接は実施しない。
- (4) 一定の条件を満たす濃厚接触者が追検査を受検する場合は、中学校長は速やかに志願先高等学校長へ連絡するとともに、令和5年3月3日（金）までに「濃厚接触者による学力検査（追検査）受検願（様式B）」を志願先高等学校長に提出すること。

第3 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

1 募集人員等

一般募集で実施する。

募集人員は定めず、選抜要領に従って各学校の実情に応じて選抜し、入学許可候補者を決定する。ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

2 出願資格

令和5年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

3 出願手続

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」（様式6）を、在学中学校長を経て、入学願書とともに、本校校長に提出する。

「入学願書」（様式5）の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付す。

4 志願先変更

志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出する。

なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

5 面接

- (1)実施日 令和5年2月22日（水） 開始時刻は学力検査終了後とし、当日連絡する。
- (2)方法 個人面接
- (3)内容 本校の特色を踏まえ、質問の内容を定める。

6 その他

ここで定めた内容以外の事項については、本校の募集要項第2（1ページ）に定める。

第4 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合に必要な手続等

1 私立中学校から出願する場合

- (1) 県内に居住し、県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者
 - ア 出願資格
第1の2（1ページ）による。
 - イ 出願手続
 - ① 第2の1（1ページ）による。
 - ② 住民票の写し（出願日より3カ月以内に発行されたもので、保護者と志願者について記載されているもの。また、個人番号の記載がないもの。）を提出する。
- (2) 県内に居住し、県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者
下記「2 県外中学校等から出願する場合」による。
- (3) 令和5年3月末までに県内に転居する予定の者で、県内又は県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者
下記「2 県外中学校等から出願する場合」による。
- (4) 県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者が出願する場合、「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」を提出する。

2 県外の中学校等から出願する場合

- (1) 出願資格
出願について本校校長の承認を得た者
- (2) 出願承認の手続

ア 出願承認の申請

- (ア) 「埼玉県公立高等学校出願承認申請書」に、別に定める承認のための必要書類を添付し、本校校長に提出して、承認を受ける。
- (イ) 出願承認の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

令和5年1月10日(火)から2月10日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。
なお、可能な限り、令和5年2月9日(木)までに「出願承認の申請」を行う。

イ 出願する際の注意事項

- (ア) 第2の1(1ページ)による。
- (イ) 提出する書類は、すべて本県所定のものとする。
- (ウ) 出願の際、「入学願書」等とともに、本校校長より交付された「埼玉県公立高等学校出願承認書」を添付して提出する。
- (エ) 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。

3 海外の日本人学校等から出願する場合

- (1) 出願資格
埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課において、出願資格の認定を受けた者
- (2) 出願資格認定の手続

ア 出願資格認定の申請

- (ア) 「令和5年度埼玉県立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」に別に定める認定のための必要書類を添付し、埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長に提出して認定を受ける。
- (イ) 出願資格認定の申請を行う期間及び受付期間は、次のとおり。

令和4年12月1日(木)から令和5年2月10日(金)正午まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日、令和4年12月29日(木)から令和5年1月3日(火)までの間を除く。)
受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。
なお、可能な限り、令和5年2月9日(木)までに「出願資格の認定」を受ける。

イ 出願する際の注意事項

- (ア) 第2の1(1ページ)による。
- (イ) 「入学願書」、「受検票」及び「調査書」は、本県所定のものとする。
- (ウ) 「入学願書」及び「受検票」は、埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課(電話 048-830-6766)で交付する。
- (エ) 出願の際、「入学願書」等とともに、交付された「出願資格認定申請書」を提出する。
- (オ) 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。

第5 帰国生徒特別選抜による募集

1 帰国生徒特別選抜による募集の実施校及び募集人員

一般募集に併せて実施する。募集人員は8名以内とする。

2 出願資格

第1の2に定める出願資格(1ページ)を有する者で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則2年以上4年未満の者で、帰国後2年以内の者

- (2) 日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則4年以上の者で、帰国後3年以内の者
 ただし、「帰国後2年以内」及び「帰国後3年以内」とは、原則として、帰国した日から令和5年2月1日現在で、それぞれ2年及び3年が経過していない場合をいう。

3 出願手続

第2の1（1ページ）に準ずる。ただし、次のことに留意する。

- (1) 第2の1(1)のAについては、「入学願書」（様式5）、「受検票」（様式5-2）とともに「海外在住状況説明書」（様式13）を本校校長に提出する。
 「入学願書」の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「帰国生徒特別選抜による募集」に〇を付し、出身中学校長による応募資格証明を受ける。
- (2) 第2の1(2)のAについては、「入学願書」を受理した本校校長は、所定の「受検票」及び「帰国生徒特別選抜証明書」（様式14）を交付する。ただし、受検票を郵送により交付する場合、受検票の備考欄に、「帰国生徒特別選抜による出願を認める」と記載し、高等学校長印を押印することで「帰国生徒特別選抜証明書」に代えることができる。
- (3) 第3の3の「自己申告書」（様式6）は、提出することができない。

4 志願先変更

第2の3（3ページ）に準ずる。ただし、次のことに留意する。

第2の3(1)については、帰国生徒特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校の「帰国生徒特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、志願先変更の手続を行う際、先に志願した高等学校長から交付された「帰国生徒特別選抜証明書」（様式14）を添付し、手続を行うこと。

5 学力検査

第2の5（3ページ）により行う。問題は他の志願者と同一とする。ただし、志願者は社会及び理科の2教科の学力検査は受検しない。

学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～ 9:20	9:25～ 10:15 (50分)	休 憩	10:35～ 11:25 (50分)	休 憩	11:45～14:20	休 憩	14:40～ 15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		本校校長の指示に従う。		英語

6 面接

第3の5（6ページ）による。

7 選抜

本校校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。
 また、選抜に当たっては、海外での生活や学習状況等に十分配慮する。
 なお、学力検査の傾斜配点は実施しない。

8 その他

- (1) 県内の中学校を卒業する見込みの者（卒業した者を含む）で、特別な事情を有する者の出願資格については別に定める。
- (2) 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合は、あらかじめ第4（6ページ）に定めるところにより、出願の承認又は出願資格の認定等を受けなければならない。
- (3) ここで定めた内容以外の事項については、第2（1ページ）に準ずる。